

出雲地区合併協議会だより（出雲市、平田市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町）

# 未来と古代が響き合う 日本のふるさと出雲の國づくり

第2号

平成15年2月19日



第2回協議会風景



出雲交流会館

## 出雲の國づくり本格始動!!

平成15年1月8日の事務局事務所開きにより、いよいよ本協議会の仕事も本格化してきました。事務局のある「出雲交流会館」では、協議会の開催だけでなく、各種事務事業調整のための幹事会や専門部会なども開催され、まさに「出雲の國づくり」の舞台のひとつとなります。

今回は平成15年1月31日に開催された第2回合併協議会の協議内容を中心にお知らせします。



### CONTENTS(目次)

第2回合併協議会を開催	P2~5
Q & A	P5
平成15年度協議会事業計画・予算	P5
お知らせボード	P6

発行 / 出雲地区合併協議会 編集 / 出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話 0853-23-1008・FAX 0853-23-1036  
URL: <http://www.izumo-gappei.jp> E-mail: [info@izumo-gappei.jp](mailto:info@izumo-gappei.jp)

## 第2回

# 合併協議会を開催

平成15年1月31日(金)、第2回出雲地区合併協議会を、改装となった「出雲交流会館」2階会議室で開催しました。昨年12月27日に開催した第1回協議会で提案した事項の決定、今後協議を進めていく項目の提案などを行いました。

## 報告事項

### 報告第9号

\* 出雲地区合併協議会幹事会幹事長・副幹事長の選出について  
第1回幹事会(平成15年1月9日開催)で、幹事長に野津邦男氏(出雲市助役)、副幹事長に長岡秀人氏(平田市助役)、藤原博志氏(大社町助役)が選出されたことを報告しました。



### 報告第10号

\* 出雲地区電算システム統合調査・基本計画策定業務委託について  
2市5町の合併に伴う電算システム統合に係る調査及び基本計画策定業務を、平成14年度から15年度にかけて、業務委託により実施することを報告しました。

委託業者名  
シーディーシー ソリュー  
ションズ(株)(東京都港区)

### 報告第11号

\* 出雲地区合併協議会「協議会だより」の発行について  
協議会の協議内容など、合併に関する情報を住民の皆様にお知らせするとともに、これらに対する意見収集を目的とする「協議会だより」は、原則毎月1回発行します。



### 報告第12号

\* 出雲地区合併協議会ホームページの立ち上げについて  
市町村合併に関する情報や協議会の開催状況を、住民の皆様幅広く情報提供するため、協議会のホームページを開設しています。  
(URLは表紙に掲載しています。)

## 議案事項

### 議案第7号

\* 出雲地区合併協議会合併協定項目について  
2市5町の合併協定書に盛り込む項目となる、「合併協定項目」を決定しました。今後、この項目に沿って合併協議を進めていくこととなります。

合併協定項目については3Pの表をご覧ください。

### 委員からの意見

・(協定項目7・財産及び債務の取扱いについて)合併前に、便乗や駆け込みの形で施設整備や負債を増やすといった、各市町の思惑で動くことのないよう、早めに歯止めをかける必要がある。

### 議案第8号

\* 合併の方式について  
【合併協定項目1】  
2市5町の相互信頼と協力による「新設合併(対等合併)」とすることが決定されました。



## 合併協定項目

項目番号	協定項目
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	町、字の区域及び名称の取扱い
6	慣行の取扱い
7	財産及び債務の取扱い
8	条例、規則等の取扱い
9	議会議員の定数及び任期の取扱い
10	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
11	一般職の職員の身分の取扱い
12	特別職の身分の取扱い
13	組織及び機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い
16	消防、救急の取扱い
17	地域審議会の設置に関する事
18	地方税の取扱い
19	使用料、手数料等の取扱い
20	補助金、交付金等の取扱い
21	国民健康保険事業の取扱い
22	介護保険事業の取扱い
23	電算システムの取扱い
24	各種事務事業の取扱い
25	新市建設計画関係（財政計画含む）



### 議案第9号

＊出雲地区合併協議会小委員会設置規程について  
合併協定項目のうち、「新市の名称」「新市の事務所の位置」について調査、審議を行う目的で、「新市名称・庁舎検討小委員会」を設置することとし、その運営に必要な規程が決定されました。

### 委員からの意見

・新市建設計画が一番大事で、次に行財政や議会に関する小委員会が必要。早く次の小委員会を立ち上げて議論できるようにしたい。  
・新市建設計画を早く策定し、早く住民の皆様に分らかにすべきである。そのためにも新市建設計画に関する小委員会を早く設置すべきである。

・自治体間で詰めなければならぬことがまだあり、新市名称・庁舎建設の他にも合併までの行財政運営の指針といった具体的な課題を、先立ってやらなければならぬ。  
事務局の回答

・今後も、必要に応じ、新たな小委員会を設置して、議論を深めていきます。

### 議案第10号

＊出雲地区合併協議会規約の変更について

協議会の収入となる2市5町の負担金の負担率を変更するための規約変更が決定されました。当初は各市町均等負担としていましたが、各市町の人口規模に応じた応能負担に変更するものです。

この変更には、各市町の3月議会での議決が必要となります。

### 議案第11号

＊平成15年度出雲地区合併協議会予算について  
平成15年度協議会運営に関わる事務費・事業費予算6,300万円及び事業計画が決定されました。

## 協議事項

協議事項は、原則として、提案した協議会の次の協議会以降で決定していく事案です。

### 協議第2号

\* 合併の期日について

#### 【合併協定項目2】

平成17年1月に合併することとし、具体的な日付は今後協議して決定していくことで確認されました。

### 協議第3号

\* 新市の名称について

#### 【合併協定項目3】

今後、「新市名称・庁舎検討小委員会」において、公募の可否も含めた選定方法を審議し、候補案をとりまとめ、協議会で決定することを提案しました。

決定にあたっては、地域の歴史・文化や地理的特性、市内外へのアピール度などを考慮し、住民が一体感を持てる名称としていきます。



### 協議第4号

\* 新市の事務所の位置について

#### 【合併協定項目4】

今後、「新市名称・庁舎検討小委員会」において審議し、案を作成し、協議会で決定することを提案しました。

### 協議第5号

\* 新市建設計画について

#### 【合併協定項目25】

計画策定の進め方や、計画に住民の皆様のご意見を充分反映させるための「出

雲地域の新しいまちづくり

に関する住民アンケートの実施について提案し、住民アンケートについては、2月に実施することが決定されました。詳しくは6ページをご覧ください。

委員からの意見

・「新市建設計画」という名称を、もっと柔らかな名称にしてはどうか。

事務局の回答

・先進事例ではもっと柔らかな名称にしている例もあるので、検討します。

### 協議第6号

\* 各種事務事業の取扱いについて

#### 【合併協定項目24】

各種事務事業調整にあたっては、一体性確保の原則 住民福祉向上の原則 負担公平の原則 健全な財政運営の原則 行政改革推進の原則、に基づいて進めていくことを提案しました。

### 協議第7号

\* 電算システムの取扱いについて

#### 【合併協定項目23】

各市町の電算システムの統合については、合併時に住民サービスの低下を招くことのないよう、早期に調整を行うシステムを構築し、経費を抑えつつも、地域情報化に対応するよう努めること等を提案しました。



## その他

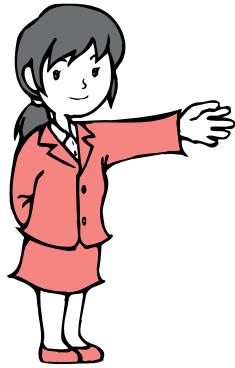
\* 出雲地区合併協議会設立記念シンポジウムの開催について

2月16日(日)、大社町の大社文化プレイスうらら館において、出雲の国づくりを考える青年シンポジウムを開催することを報告しました。

シンポジウムの様子は、次回の「協議会だより」でお知らせします。

\* 出雲地区合併協議会委員視察研修の実施について  
協議会委員のうち学識経験を有する委員を対象に、委員の合併に関する共通認識の醸成を図るとともに、2市5町を再認識する機会とするために、視察研修を3月に実施することを報告しました。

2市5町をバスでまわり、各市町における特徴的な場所、最近取り組んでいる施策などを視察する予定です。



委員からの意見

・ 対等合併とは言っても、本来の意味での対等合併、相互信頼をきちんと理解していないと、それが形骸化しがちである。この協議会は、白紙に絵を描いていくようなもので、前例にとらわれず、新しい前例を作っていく努力をお願いする。

Q&A

Q 合併の期日は、なぜ平成17年1月？

A 合併特例法の効力は、平成17年3月末ですが、次の理由から平成17年1月としました。

年度変わりは、住民の転出入が多くなるなど、社会全般において大きな変動が生じる時期であり、合併による社会生活への影響が懸念される。

年度変わりは、市役所や役場において、納入や支払い等が集中し、会計処理に混乱が生じるおそれがある。

Q 新設合併(対等合併)するとどうなるんですか？

A 合併に伴い、2市5町の法人格が消滅し、新たな法人格が発生します。新市の名称や事務所の位置を新たに制定する必要があります。

合併により各市町の首長は失職し、新たな首長が選出されるまでの間(合併の日から50日以内)は、首長の職務執行者を置くこととなります。この職務執行者の職務は必要最小限度のものとなります。

各市町議会の議員も原則的には失職し、合併の日から50日以内に合併後の法定数による議員選挙を実施することになります。合併特例法による「定数特例」(最初の選挙に限り、法定数の2倍以内の定数を設けることができる)、「在任特例」(合併前の各市町の議員が、合併後2年以内の期間引き続き新市の議員として在任できる)があり、特例を適用するのか、適用する場合はどの特例を適用するのかについて、今後合併協議会において協議していくこととなります。

平成15年度 事業計画

- 合併協議会等の開催
- 新市建設計画策定業務(住民説明会開催等)
- 事務事業一元化事業、電算システム統合化事業、例規調査・策定事業
- 調査研究事業(先進地視察)
- 住民参加・意識啓発事業(講演会、広報、ホームページ等)

平成15年度 協議会予算

歳入・歳出 63,000千円

歳入	市町負担金	63,000千円
歳出	運営費	17,950千円
	事業費	44,700千円
	予備費	350千円



# お知らせボード



## ● 協議会ホームページ開設中 ●

URL : <http://www.izumo-gappei.jp>



## ● アンケート調査のお願い ●

**\*みなさんの声をお聞かせください。**

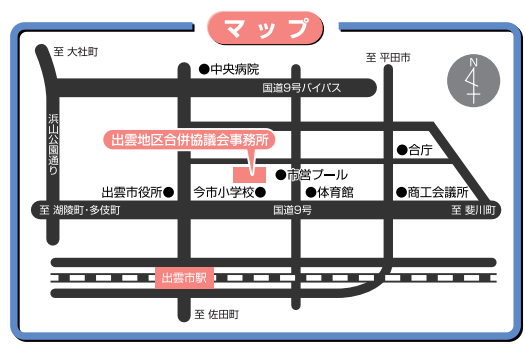
合併協議会では、出雲地域の新しいまちづくり計画策定の際に、住民のみなさんの意見を反映させるため、アンケート調査を実施します。

現在、2市5町にお住まいの18歳以上の方から無作為に約17,000名の方を選び、調査票をご送付させていただいております。調査対象者として選ばれた方には、ご多忙のところ申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、調査結果は、後日、ホームページ並びに協議会だよりでご報告いたします。

## ● 次回協議会は2月28日(金) ●

第3回協議会 平成15年2月28日(金) 15:00～  
出雲市今市町北本町 出雲交流会館 2階会議室



## おわびと訂正

1月17日発行の創刊号6ページの「出雲地区合併協議会委員等名簿」のうち、上から4段目の「議長」は誤りでした。正しくは「議員」です。おわびして訂正します。

● 合併協議会は原則的に公開しており、傍聴ができます。詳しくは事務局（電話0853 - 23 - 1008）までお尋ねください。